

### 第3回三重県総合交通ビジョン策定懇話会 議事要旨

- 日 時：平成26年3月18日（火）13時30分～15時40分
- 場 所：津市羽所町700番地 アストプラザ 会議室1
- 出席者：（委 員）池田委員、草部委員、谷口委員、西脇委員、野村委員、  
松浦委員（副座長）、松本委員（座長）、水谷委員（50音順）  
（事務局）三重県地域連携部交通政策課

#### ■生活交通と観光・経済を支える交通について

- 生活交通と観光・経済を支える交通は相互に連動していることを記述してもらいたい。
- 観光・経済活動を支える交通に力を入れることが結果として生活交通を支えることにもつながることを表現すればよいのではないかな。

#### ■生活交通の維持・確保について

- クルマに乗っている人も公共交通に乗らないと、公共交通が維持できない、一人一人の行動が未来につながるという県民へのアピールが不足しているので、「県民を巻き込む」とか「県民とともに」という文言が欲しい。
- 公共交通の維持に関しては、利用者に対して脅しにならないような表現にする必要がある。
- 公共交通を利用することを訴えるのではなく、公共交通を交通手段の選択肢として加えるだけでも、利用促進に繋がり、かつ脅すことなく伝達できる。
- 地域交通の維持確保を、地域の移動の維持確保とすると公共交通の移動だけではなく、自動車での移動も入り、またハード整備に限らず、移動するときの助け合いの意味も含まれてくるのではないかな。

#### ■健康について

- 最近よく耳にする言葉である、「ロコモティブシンドローム」といった用語も盛り込んで、一般の方々にインパクトのある表現としてはどうか。

#### ■モビリティマネジメントと環境に配慮した自動車の適切な使い方について

- 交通手段の適切な使い分けの観点では、モビリティマネジメントの項目と重複するので、整理が必要である。
- モビリティマネジメントと自動車の適切な使い方の双方に環境の項目が含まれるので、モビリティマネジメントと環境を分離できないかな。

#### ■上位計画や法制度との関係について

- 県の上位計画と総合交通ビジョンの関係や、上位計画での土地利用や施設配置の考え方と総合交通ビジョンの方針との関係を、位置付けとして整理するべきではないかな。（水谷委員）
- 交通政策基本法や国土強靱化法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律など、交通政策に関連する法律が制定されるので、それらとの整合や位置付けをビ

ジョンの中で整理する必要があるのではないかと。

#### ■総合交通ビジョンの構成について

- 「ビジョン」であるので、初めに基本理念が来て、現状分析に基づく理想像との差が課題となり、その差を埋めるための政策の基本方針や実施方針が来るという構成の方がわかりやすいのではないかと。
- 従来は現況分析－課題整理－基本理念－基本方針－実施方針という構成で来ているので、基本理念を出すための課題整理を行ってきた。既存のやり方を変えるのは簡単ではないが、可能かどうか検討してもよいのではないかと。

#### ■自治体への総合交通ビジョンの反映について

- 市町に交通政策を実行する体制がないと、総合交通ビジョンの政策への反映は難しいので、県はビジョンを策定するとともに、市町へどう政策を推進してもらうかを考える必要があるのではないかと。

#### ■まちづくりと交通政策の連携について

- 「まちづくり」という用語は、行政では「都市整備（＝モノ）」、住民では「活動（＝コト）」の意味となるため、両方で解釈が異なる。ここでは両方の意味を含むので、文章中でコトのまちづくりとモノのまちづくりが含まれるようにしていただきたい。

#### ■「多様な交流・連携活動及び産業経済活動を支える交通」の対象について

- 県民のみならず、県外からの観光客なども対象となるため、県民に限定する必要はない。

#### ■他分野の交通政策との調整について

- 福祉など他分野の交通政策と関連しつつも相容れないこともあったりするので、総合交通政策として取り組めるよう検討していただきたい。

#### ■公共交通と他の交通手段との連携について

- 交通手段の使い分けだけでなく、公共交通と自転車や自動車の連携についても整理するべきではないかと。

#### ■道路交通について

- 本ビジョンに道路整備の数値目標や期限が設定できないのなら、交通規制などの交通政策を通じて、道路の適切な使い方を検討していただきたい。